

公益社団法人 日本彫刻会

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本彫刻会（以下、本会という）の定款第29条の規定に基づき、理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 本規程における役員報酬とは、本会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(役員報酬の額)

第3条 役員報酬は、無報酬とする。

(通勤費の取扱い)

第4条 役員は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(協議事項)

第5条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附則

本規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。